

暴力団排除の取組強化

環境省、来年度事業で

相談員育成、事例集作成など

環境省は2009年度事業で、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を効果的に推進し、暴力団排除の気運を高めるため、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を積極的に普及させる施策を進めることになった。概算要求額は1123万3000円。相談員の育成のための講習会の開催や暴力団関与事案に関する事例集の作成、法律専門

家による講演会の開催に取り組む。

指針は06年7月、政府に設定された「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」（現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム）がとりまとめ、07年6月に犯罪関係会議に報告・了承された。

産業廃棄物処理業界からの暴力団排除は、欠格要件の厳格な適用の義務化によって進んでいるが、処理業許可を持たないいわゆる無許可業者や

不法投棄を前提に安値で取り扱っている者は依然としてあるという。

同省の事業計画としてはまず、警察庁、(社)全国産業廃棄物連合会などと

平成20年9月22日
週刊循環経済新聞

連携して、同連合会や県産協で暴力団関与事案に関する相談対応を行う相談員を育成するための講習会を開催することとし、そのためのカリキュラムやテキストなどを作成する。

事例集は、警察庁、同連合会などと協力し、企業に活用してもらうために作成するもので、そのために作成委員会を設置するとしている。